

宿泊者名簿の記載・保管を適切に行いましょう

国際的な大規模イベントの開催時には、国内からだけでなく海外からの訪問客も多く宿泊することが見込まれます。

旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）の施設では、宿泊者の氏名等を記した宿泊者名簿を作成、保管することが、旅館業法（昭和23年法律第138号）で義務付けられています。

次のとおり宿泊者名簿の適切な記載及び保管を行いましょ。



- 宿泊者名簿の記載等を怠った場合は、旅館業法による罰則が適用される場合があります。

1 宿泊者名簿には次の項目を記載します。宿泊客に対し正確な記載を働きかけるなどして、営業者の責任において作成してください。

| | | |
|------------------------------|---------------|-----|
| ①氏名 | ②住所 | ③職業 |
| ④※国籍 | ⑤※旅券（パスポート）番号 | |
| ⑥到着日時 | ⑦出発日時 | ⑧年齢 |
| ※ ④、⑤については日本国内に住所を有さない外国人に限る | | |

2 日本国内に住所を有さない外国人の宿泊客には、旅券（パスポート）の呈示を求めるとともに、旅券（パスポート）の写しをとってください。

- 当該宿泊客に旅券の呈示を拒否された場合は、国の指導により呈示を求めていることを説明し、理解を求めてください。その上で、さらに拒否された場合は、旅券不携帯の可能性のあるものとして、最寄りの警察署に通報する等適切な対応を行ってください。

裏面に、外国語による「パスポート呈示等のお願い」を記載していますので、ご活用ください。

3 宿泊者名簿及び外国人宿泊客の旅券（パスポート）の写しは、作成した日から3年間保管してください。

----- 宿泊者名簿記載例 -----

宿泊カード STAY CARD

| | | | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---|---|-------------------|
| ご氏名 NAME | | | | | | 様 | ご職業 OCCUPATION |
| ご住所 ADDRESS | | | | | | | 年齢 AGE 才 |
| ご到着 CHECK-IN | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | | 国籍 NATIONALITY |
| ご出発 CHECK-OUT | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | | 旅券番号 PASSPORT NO. |
| 備考 REMARKS | | | | | | | |

パスポート呈示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、2005年4月1日から「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、*氏名 *住所 *職業 等の記載に加えて*国籍 及び *旅券番号 の記載とパスポートの呈示及びコピーを義務付けましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Request for producing of passports, etc. for identification purposes

Ministry of Health, Labour and Welfare

Since April 1, 2005, under the relevant laws and regulations, the Japanese Government is requiring “foreign nationals who do not possess an address in Japan” to provide their *nationality and *passport number in addition to their *name, *address, and *occupation, etc. and produce and make a copy of their passport upon checking in at lodgings. Your understanding and cooperation is appreciated.

여권 제시 등의 부탁

후생 노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 2005년 4월 1일부터 「일본 국내에 주소를 갖지 않는 외국인」이 숙박할 때에는 *이름 *주소 *직업 등의 기재에 추가적으로 *국적 및 *여권번호기재와 여권 제시 및 복사를 의무화하였으므로 이해와 협력을 부탁드립니다.

请出示护照等

厚生劳动省

日本政府根据法令，规定自2005年4月1日起，凡“在日本国内无住所的外国人”在投宿时，除必须填写*姓名*地址*职业等外，还有义务填写*国籍和*护照号码，并出示，复印护照，敬请予理解，协助。

